

25福保高介第477号
平成25年6月24日

各指定通所介護事業所管理者 殿

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課長
(公印省略)

指定通所介護事業所（介護予防を含む）の運営にかかる留意事項について

日頃より、高齢者福祉の推進に御協力をいただきありがとうございます。

指定通所介護事業所における利用者の心身の状況の把握等については、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等（※別紙参照）において規定されているところです。

近年、指定通所介護事業所等の利用者を対象に、当該事業所の設備の一部を使用した宿泊サービスを提供する事業所が増加していることから、当該宿泊サービスの利用者の尊厳の保持及び安全確保を図ることを目的として、東京都では独自に宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定め、届出・公表制度の運用を行ってきております。

指定通所介護のサービス及び宿泊サービスの利用者の中には要介護度が高く、認知症である者も多く見受けられることから、それぞれのサービスがより安全で適切に提供されるよう、別紙の規定等の遵守は元より、下記の事項に御留意いただきますようよろしく申し上げます。

記

○ 利用者の心身の状況等を確実に把握するための体制構築

- (1) 指定通所介護のサービス及び宿泊サービスにかかるサービス提供内容や利用者の心身の状況等の記録の整備を適切に行うこと
- (2) 指定通所介護のサービス及び宿泊サービスの従事者間において、当該利用者の心身の状況等について確実に申し送り等を行い、情報共有と業務連携を図ること
- (3) 指定通所介護のサービス及び宿泊サービスの従事者間において、確実かつ円滑に情報共有と業務連携が図られるよう、必要な職員配置に努めること

【問い合わせ先】

東京都福祉保健局高齢社会対策部
介護保険課介護事業者係
電話：03-5320-4593

東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（抜粋）

（心身の状況等の把握）（第112条準用）（省令第13条）

第17条 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、当該利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（居宅介護支援事業者等との連携）（第112条準用）（省令第14条）

第18条 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（指定通所介護の具体的取扱方針）（省令第98条）

第106条 指定通所介護の具体的な取扱いは、第九十八条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。

（第一号から第三号まで略）

四 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要な指定通所介護を利用者の希望に沿って適切に提供すること。この場合において、特に認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応した指定通所介護の提供ができる体制を整えること。

- * 1 上記条例に対応する「省令」は、平成11年3月31日付厚生省令第37号「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を指す。
- * 2 上記条例に対応する指定介護予防通所介護の取扱いについては、「東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」におけるそれぞれの規定による。